

児童手当の現況届

六月末までに

児童手当（特例給付）を受けている方は、六月の末日までに現況届を福祉保健課へ提出してください。

この現況届は、受給者の前年の所得と六月一日現在の養育の状況などを確認するためのもので、毎年一回、すべての受給者自身が出す届です。

この届を出さないと、引き続い

て受給資格があつても、六月分以

後の児童手当（特別給付）の支払

いを受けることができなくなりますから必ず提出してください。

また、はじめて児童手当（特例給付）を受けようとする方は、すぐ認定請求の手続きをしてください。

受給資格

日本国内に住所のある方で、次の要件にあてはまっているときに支給されます。

①十八歳未満の児童を三人以上養

育していく、そのうちの一人以上が、義務教育終了前の児童であること。
②その人の前年の所得が一定の額に満たないこと。

特例給与

○児童手当の受給資格の②の要件にあてはまらない被用者（厚生年金等に加入している人）または公務員で、その人の前年の所得が一定の額に満たないときに

支給されます。

○特例給付は、三年間（五十七年六月から六十年五月まで）の臨時的な特例措置です。

くわしいことは、福祉保健課へお問い合わせください。

記載方法が変ります

参議院全国区

記載方法が変ります

今年の通常選挙から参議院全国区選出議員の選挙方法が改正され、新たに比例代表制が導入されることになります。

選挙の名称は、比例代表選挙となります。

◎投票方法は、初めて選挙区選出表選出議員選挙となり、地方区の選挙の名称も選挙区選出議員選挙と改められました。

寄付

町内の小中学校を管理職として勤め、構芝中学校長を最後に退職された山口巖さん（成東町）から備品購入における寄付がありました。善意ありがとうございます。（個人名を記載すると無効となります）

◎選挙区選出議員選挙は、従来どおり個人名を記載します。



国民年金普及指導委員に浅野清さん（北清水）

病気やケガで障害者になつたときは障害年金、夫を亡くしたとき



永く活躍していた伊藤敏二（二〇六）が選任されました。担当区域は「北清水及び鳥喰全域」で

表選出議員選挙となり、新たな区域は「北清水及び鳥喰全域」で

と改められました。

国民年金の加入回数

誰もが年金制度に加

入

わが国には、国民年金、厚生年金、厚生年金等八

つの公的年金制度が

あり、誰もがいずれかの年金制度に加入

し、不慮の災難や老

後に備えることがで

きるようになってい

ます。

年金を受けるには、一定の期間

加入し、保険料を納めなければな

りません。現在月額五、八三〇円

ですが、より多くの年金を受けた

いには、四〇〇円多く納める付

加年金の制度もあります。事情で

納められなくなつたときは、納付

を免除する制度もあります。

早く加入した方がトク

年金額は加入期間（保険料を納

付または免除された期間）に比例し

て多くなります。老齢年金を受け

るには、この期間が最低二十五年

必要ですので、二十歳になつた人

他の年金制度に加入していない人

は、早めに印鑑を持参して役場住

民課で加入届をしてください。

このようなときには

病気やケガで障害者になつたと

りがとうございました。